

会議録

会議の名称	第1回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成27年5月19日（火曜日） 午前10時から午後0時10分まで
開催場所	保谷庁舎 防災センター 講座室2
出席者	委員：後藤委員長、北沢副委員長、高木委員、渡部委員、松本委員、村田委員、保谷委員、本橋委員、大谷委員、今安委員、藤波委員 事務局：五十嵐課長、阿部主幹、小平主事
議題	議題1 「農業改革」について 議題2 都市農業振興基本法の概要について 議題3 「都市農業振興基本法」の制定を見据えた「都市農業特区」の提案について 議題4 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について 議題5 平成27年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項について
会議資料の名称	平成26年度第2回委員会会議録 資料1 「農業改革」改正法案について 資料2 都市農業振興基本法の概要 資料3 「都市農業振興基本法」の制定を見据えた「都市農業特区」の提案 資料4 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開 資料5 平成27年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項 資料6 西東京市農業振興計画推進委員会 委員名簿
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 開会前に事務局から発言を求められているので、これを認める。</p> <p>○事務局： 4月1日付で東京都農業振興事務所の人事異動があったので、紹介させていただく。 これまで中里委員にご出席いただいていたが、異動のため、後任に今安典子計画担当課長補佐に本委員会委員をお務めいただくこととなった。</p> <p>・今安氏に委嘱状交付</p> <p>次に事務局の人事異動について紹介させていただく。4月1日付人事異動に伴い、産業振興課主幹併せて農業委員会事務局長に昇任した阿部俊昭。新規採用になった農業係主事の小平莉愛。</p> <p>○委員長： 第1回農業振興計画推進委員会を開会させていただく。まず、傍聴者の確認をお願いします。</p> <p>○事務局： 1名いる。</p> <p>○委員長 傍聴を許可したいと思うが、これに異議はないか。 (異議なし)</p>	

○委員長

それでは、傍聴者の入場を許可する。
(傍聴者入場)

○委員長：

資料の確認をお願いします。

○事務局：

(配布資料の確認)

○委員長：

次第にしたがって、議事を進める。議題1「農業改革」について、事務局より説明を求める。

○事務局：

(資料1の説明)

○委員長：

今回の農業委員会に関する法改正に係る、全体の概要について、まず、村田委員から説明をお願いしたい。

○委員：

今回の国の動きは、農業委員会がこれまで行ってきた業務の権限を弱めて、企業や農業生産法人が農地を取得しやすくすることが、大きなねらいとなっている。この内容については、これまでの規制改革会議の意向が大きく変わることなく法案が作られ、今後、本年7月には法案が可決される見込みである。

特に、本件に関しては、農業委員の公選制が選任制に変わることが特に大きな変更点である。

現状では、本法案がこのまま可決する見込みが高い。本市農業委員会としては、現在の任期である平成29年1月まで、現在の任務を最善の努力により、継続していきたい。

○副委員長：

今回の法改正の大きな理由は、アベノミクスの経済戦略の中で、農業を成長産業にしていくと目的が大きい。農業委員が公選制から選任制になり、人数も半数になるという方針が示されている。また、新たな制度である農地利用最適化推進委員の設置については、市街化区域については、置かなくてよくなるのではという情報もある。

「建議」については制度上なくなり、別の形で意見を述べることになる。

○委員：

農業改革の項目にある「農地利用の最適化」とは、どのような内容を指すか。

○副委員長：

農地の貸し借りを容易にし、作付の回数を増加させることや、耕作が不十分な農地の耕作を進めることを目的としている。

○委員：

内容は、理解した。ただし、作付の回数を増やすために、農薬の使用頻度が増えるようなことが起きてしまうのではないか。

- 委員：
現在、「農地の多面的機能」が注視されている。しかし、農地の公共性ばかりが進められてしまうと、農家の「自作農」としての本来目的が見えなくなってしまう。「農地利用の最適化」については、そのような点も考えていかなければならない。
なお、都市農業においては、企業参入はあまりないものと考えている。
- 委員：
企業等の参入により、作付の回数を増やすことが、結果として農薬の使用頻度を増やすことにつながるのではないか。農産物の安全性のチェックは、だれがするのか。
- 委員：
農薬の使用量については、法律で定められている。その中で、どのように栽培するかは個々の農業者が判断する。現状の決まりの中で、農業者は最大限努力している。
一番問題視しているのは、新しい農地利用最適化推進委員の動きと、これまで農業委員会が行ってきた農地利用状況調査との関係である。
- 副委員長：
新しい農業委員会制度における農業委員も、これまでも同様に、農地利用状況調査は行う。
- 委員：
現状でも、農業委員会が行う農地利用状況調査では、農業委員及び事務局にとって大きな業務負担がある。人数が半数程度になってしまう新農業委員会制度では、委員となる認定農業者等の負担が非常に大きくなるのが懸念される。
- 委員長：
今回の法律改正が、地域の農業にとってどのような影響を持っていくのかについて、特に注意していく必要があると考える。
なお、農産物の安全性については、現状、「エコ・ファーマー制度」等によって守られているものと考えており、別のルールによって議論していくべき課題であると考えている。
- 委員：
新しい選任制度の中で、「利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」としているが、これは具体的にどのような人を指すのか。
- 副委員長
現在、国でも決まっていない。今後、国の審議の中で質疑されていくものと考えている。
- 委員長：
次に、議題2 都市農業振興基本法の概要ついてを議題とする。事務局に説明を求める。
- 事務局：
(資料2の説明)
- 委員長：
法律の概要説明があった。本法律は、議員立法による制定だったこともあり、詳細な情報は、現時点で市側にも届いていないようである。本件について、質問及び意見はあるか。
- 委員

これまで、「都市農業」の定義付けが、国で明確になっていなかった。具体的な施策は、これから示されるところではあるが、農業者の立場としては今後の展開に期待するところである。

○事務局：

現時点で、本委員会において特に注視していただきたいことは、今後国が策定する都市農業振興基本計画を受けて、当市においても農業振興計画の他に、新たに計画を策定する必要が生じるかどうかという点である。事務局からも、本件については、引き続き、情報提供させていただく。

○委員：

最も大切なことは、「西東京市の農業をどのようにしていくのか」ということを計画に盛り込んでいくことだと考える。

○副委員長：

法律第3条第1項にある「都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたもの」という点は非常に重要であり、今後市民にもきちんと提示すべき内容と考える。

○委員長：

この法律は「理念法」とも言われているが、今後、本法律の制定を受け、「西東京市の農業振興をどのようにしていくのか」について議論することが大切と考える。また、これまで、農業者や市民が実行してきたことが、法律の内容に盛り込まれていることが重要であると考え。

委員長：

次に、議題3 「都市農業振興基本法」の制定を見据えた「都市農業特区」の提案についてを議題とする。事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料3の説明)

○委員長：

現在の手続状況について、再度説明してほしい。

○事務局：

本件については、東京都が進める農業に特化した国家戦略特別区域の設定に係る提案である。

本年2月以降、市街化農地を所管する自治体に説明があり、各自治体からの参加意向表明の期限が本年4月定められた。本市については、意向表明を行った。

今後、平成28年7月までに、東京都が国と詳細を調整する中で、最終的な意向を決定することになっている。

なお、東京都からの情報では、都内の市街化区域農地を所管する自治体からは、全て意向表明があったと聞いている。

○委員：

先日開催されたJA主催の都市農政推進協議会の中でも本件の説明があったが、その中での説明は納税猶予に係る内容がほとんどだった。農業者にとっては期待する部分もあるが、今後、国が税金面の緩和策を了承するかは不明である。

さらに、東京都がこの特区制度により、何を期待しているのかがわからない。

○委員：

本件については、昨年の秋以降、東京都において議論し準備してきた。

東京都としては、「都市農地の保全に、何か打つ手はないのか」という視点で制度構築をしてきた。

今後、制定された都市農業振興基本法との関係性についても整理されていくものと考えている。

○委員：

最初の説明は、本市の農業委員会で聞いた。当初聞いたときは、「いきなり出てきた提案」と感じた。もう少し、農業者にわかりやすい情報提供をしてほしい。また、農業者のメリットとデメリットを明確にしてほしい。

○委員：

最近、自宅の近くに、宅地化農地を民間企業が委託を受け、市民農園を開設する事例があった。法人が農業に参入しやすくなることの問題点はないのか。市民農園の開設を進めるのであれば、JAが主体となって進めるべきではないのか。

○委員：

貸付については、JA中央会からの意見を受け、JAの開設推進を特区提案に後から加えた。

○委員：

JA内部でも、現在議論をしている。また、農地保全のためには、援農の取組も進めている。

○委員長：

農地の貸し借りについては、農業者にとって懸念されることはないか。

○委員：

相続の際に、相続人の話し合いにより、「農地の細分化」が進んでしまうことが懸念される。

○委員：

最終的に、相続については、当該農業者の家族間で決められるものと解している。しかしながら、本件については、今後も農業者の方の意見を伺いながら議論していきたい。

○委員：

農業体験農園を開設している立場として、最終的には、農地の貸し借りによりどれだけの収入が得られるかが重要であると考えます。相続の際に、農地からの収入の見込みが立たなければ、結局は農地を手放すことにつながってしまう。

○委員：

本件については、別の側面として、認定農業者の方等が農業生産を拡大するためにも活用されればと考えている。

○委員：

現実には、貸す方が、長期に渡り貸してくれるという保証がなければ、借りる方も農業生産を検討することができない。

○委員：

農地を借りた側が、途中で耕作を止めてしまった場合のリスクも考えていかなければならない。

○委員長：

次に、議題4 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について及び5 平成27年度 第2次西東京市農業振興計画における検討事項についてを議題とする。事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料4・5の説明)

○委員：

認定農業者経営改善支援補助金について、来年度以降のスケジュールについては、本年度と同様か。

○事務局：

予算成立後が条件となるが、これまでのJAとの意見交換も踏まえ、次年度については、早めの対応を考えている。

○委員長：

昨年度の実績に関連して、マルシェの件を聞きたい。本事業では、新たな年代農業者の参加、ファームカーの活用等を考えていくべきではないか。

○事務局：

マルシェについては、昨年度2回実施した。会場では、商業者の方と農業者の方が会話をする場面があったり、家族を連れて販売をされる農業者の方等もいた。これまでの販売形態とは違う一面も見たところである。

昨年度の検証も踏まえ、本年度は回数を増やして実施していく。

○副委員長：

調布保谷線の開発に伴い、沿道での農産物販売等を検討していないのか。また、駅前での実施は検討しないのか。

○事務局：

現在の西東京市のマルシェは、地産地消の取組である「めぐみちゃんメニュー事業」の一環として行っている。現在、道路を基軸に事業の検討はしていないが、駅前等の開催は、今後農業者等の意見を聞き検討していきたい。

○委員：

市民の農業・農地への理解促進は、非常に重要であり、より消費者が「賢くなる」ことが必要である。農産物の安全・安心等を伝えていく取組を着実に進めてほしい。

○事務局：

第2次農業振興計画で掲げる「住み続けたい農のあるまち・西東京市」は、農業者と市民双方にとって、市内農業・農地・農産物の理解が進むことを目的としている。今後も、様々な取組により、市がトップとなって、農業振興策を進めていきたい。

○委員長：

本日、予定していた議題は、終わった。その他何か発言したいことは、あるか。

(発言なし)

ないようなので、これで議題については、終わりとする。
次回の委員会開催予定について、事務局に説明を求める。

○事務局：

次回は、8月以降の開催を予定している。本日日程調整を行いたい。
(日程調整)

次回委員会については、8月5日（水曜日）午前中に開催する。

○委員長：

以上で、委員会を終了する。

以上